

## 和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム取扱内規

### (目的)

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の医学部と大学院医学研究科において多様な博士課程履修プログラムを設け、旺盛なりサーチマインドを有する医学部生に対して早期に研究の機会を与えるとともに、学部教育、大学院教育及び卒後臨床研修を円滑に接続することで、日進月歩の医学医療に対応できる医学研究者を育成する。

### (構成)

第2条 和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラムは、コース1（卒後順次型）、コース2（卒後並行型）、コース3（学部挿入型）、コース4（学部並行・卒後並行型）及びコース5（学部並行・卒後順次型）の5つのコースで構成する。

2 各コースの履修形態は、別図のとおりである。

### (コース1・コース2)

第3条 コース1（卒後順次型）及びコース2（卒後並行型）により大学院医学研究科博士課程へ入学を希望する者は、和歌山県立医科大学大学院学則（平成18年和医大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第19条各号（第7号を除く。）に該当する者とし、本学所定の博士課程募集要項に沿って受験しなければならない。

### (コース3)

第4条 コース3（学部挿入型）により大学院医学研究科博士課程への入学を希望する者は、大学院学則第19条第7号に該当する者とし、本学所定の博士課程募集要項に沿って受験しなければならない。

### (コース4・コース5における大学院準備課程)

第5条 コース4（学部並行・卒後並行型）及びコース5（学部並行・卒後順次型）において医学部で履修する大学院準備課程（以下「準備課程」という。）に登録できる者は、本学の医学部1年から4年終了時までの者とする。

2 準備課程への登録を希望する者は、別紙様式1「大学院準備課程登録申出書」により登録するものとする。

3 準備課程において所属可能なコースは、別表に定めるものとする。

この場合において、別紙様式2により予め担当指導教員の同意を得るものとする。

- 4 準備課程の履修開始時期については、毎年度4月又は10月とし、それに先立って第2項の規定に基づく登録を行うものとする。
- 5 準備課程への登録及び準備課程期間中の経費は、実費負担を要する場合を除き無料とする。

(準備課程の修学条件)

第6条 準備課程に登録した者は、医学部在学期間中に次の各号に掲げる修学条件を全て満たさなければならない。

- (1) 担当指導教員の研究指導に基づく論文(原著論文1編以上、共著可、和文・英文でも可)が医学研究科委員会の審査に合格すること。
  - (2) 大学院医学研究科共通科目講義(博士・修士課程共通)又は大学院特別講義(博士・修士課程共通)へ10回以上出席すること。
- 2 前項第2号の出席に際しては、別紙様式3「履修時間記録表」に講義担当者の押印を受けるものとする。この場合において、当該履修記録については、博士課程入学後講義に出席したのものとして取り扱うものとする。
  - 3 第1項第2号に掲げる講義は、医学部講義の日時と重複しないよう配慮するものとする。
  - 4 医学研究科委員会は、別紙様式4による申請に基づき、第1項の規定による修学条件を達成したかについて判定し、認められた者に対して大学院準備課程修学証明書(別紙様式5)を交付する。

(コース4・コース5における大学院医学研究科博士課程入学条件)

第7条 コース4(学部並行・卒後並行型)及びコース5(学部並行・卒後順次型)における大学院医学研究科博士課程への入学条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学医学部を卒業又は卒業見込みの者で、前条第4項の規定による大学院準備課程の修学を認められるか又は認められる見込みであること。
  - (2) 学則第20条の規定による本学博士課程入学試験に合格すること。
- 2 コース4又はコース5の学生は、博士課程入学試験のうち外国語試験については、準備課程期間中に受験できるものとする。この場合において、受験料は要しない。
  - 3 前項の外国語試験合格者に対して外国語試験合格証明書(別紙様式6)を交付する。

(コースの辞退)

第8条 コース4及びコース5における準備課程に登録した学生は、準備課程の修学を辞退することができる。

- 2 辞退する場合には届出(別紙様式7)を行わなければならない。

(大学院医学研究科博士課程修了の要件)

第9条 各コースの大学院医学研究科博士課程の修了要件は、大学院学則第26条のとおりとする。

(大学院医学研究科博士課程の早期修了の要件)

第10条 各コースの大学院医学研究科博士課程の早期修了の要件は、和歌山県立医科大学学位規程施行細則（平成17年4月1日制定。以下「細則」という。）第20条及び第21条に規定する要件とし、細則第21条前段の論文は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) コース1、コース2及びコース3については、英文論文（筆頭著者合計も可）のインパクトファクター（I F）が申請時3以上であること。
- (2) コース4及びコース5については、英文原著論文（筆頭・査読有り）があること。

(学長への委任)

第11条 この内規に定めることのほか、本履修プログラムの管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

＜和歌山県立医科大学医学部・大学院医学研究科博士課程履修プログラム＞

① コース 1（卒後順次型）

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期	D1	D2	D3	<u>D4</u>
---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	-----------

② コース 2（卒後並行型）

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期		
						D1	D2	D3	<u>D4</u>	

③ コース 3（学部挿入型）

1	2	3	4	D1	D2	D3	<u>D4</u>	5	6
---	---	---	---	----	----	----	-----------	---	---

④ コース 4（学部並行・卒後並行型）

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期		
大学院準備課程						D1	D2	D3	<u>D4</u>	

⑤ コース 5（学部並行・卒後順次型）

1	2	3	4	5	6	→	初期	初期	D1	D2	D3	<u>D4</u>
大学院準備課程												

＜注＞

- (1) 1～6は医学部の学年、D1～D4は大学院の学年を示す。
- (2) 初期は初期臨床研修の略。
- (3) 大学院準備課程は、医学部1年～4年終了時まで登録。
- (4) いずれのコースも早期修了要件を満たせばD3で大学院修了。